



2025年5月9日

各位

会社名 コムシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 辺 博
(コード番号 1721 東証プライム市場)
問合せ先 総務部長 後 藤 成 人
(TEL: 03-3448-7100)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年6月27日開催予定の第22回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的等

(1) 本制度導入の目的

当社では、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役に對して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、「譲渡制限付株式報酬制度」（以後、従来の制度は「勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）を導入いたしました。勤務継続型譲渡制限付株式付与のために対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内、対象取締役が発行または処分を受ける当社普通株式の総数は年40,000株以内とご承認いただいております。

今般、対象取締役の報酬と業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績及び企業価値向上への貢献意識を高めるとともに、対象取締役の当社株式の保有を促進することにより株主の皆様との利益共有を一層進めることを目的として、新たに本制度を以下のとおり導入することといたしたく、株主の皆様のご承認をお願いいたしますと存じます。

(2) 本制度導入条件

本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、年額400百万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を当該報酬額の範囲内で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の導入に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、取締役に對する通常型ストックオプション制度を廃止し、以後、通常型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないこととします。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式に関する報酬として2017年6月29日開催の第14回定時株主総会においてご承認いただいた報酬額の範囲内で、勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠とは別枠で、金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記「(3) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容」に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

本議案に基づき、対象取締役に支給する当該金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内、対象取締役が発行または処分を受ける当社普通株式の総数は年40,000株以内といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日より当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位を退任した直後の時点または当社取締役会が定める時点のいずれか遅い時点までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位にあったことを条件として、当社が定める業績評価期間における連結営業利益その他の当社の取締役会が予め設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、業績目標未達の場合には、当社は、業績評価期間終了後、下記③に基づき本割当株式の一部を無償で取得します。また、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績評価期間終了後に業績目標未達である場合には、本割当株式のうち一部を無償で取得します。また、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。さらに、本割当株式のうち上記①の本譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

（ご参考）

本株主総会において本議案についてご承認いただいた場合には、当社完全子会社取締役及び執行役員に対しても、本制度と同様の業績連動型譲渡制限付株式を割当てる予定であります。

以 上